

○国土交通省告示第二百四十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年三月三日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道3号改築工事（東櫛原拡幅：福岡県久留米市東櫛原町地内から同市通町地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 福岡県久留米市東櫛原町字牛嶋、字太田、字吉原、字内牟田、字山ノ下、字辻、字宮ノ脇、字本村、字童屋敷、字原口及び字牛居地内
同市南薫西町字立ノ口、字祇園田及び字京塚地内
同市通町字十丁目地内
- 2 使用の部分 福岡県久留米市東櫛原町字吉原、字辻、字宮ノ脇、字本村、字童屋敷、字原口及び字牛居地内
同市南薫西町字立ノ口、字祇園田及び字京塚地内
同市通町字十丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県久留米市東櫛原町地内から同市通町地内までの延長 940 mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道3号改築工事（東櫛原拡幅）及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、一般国道3号改築工事（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事の施工に伴う附帯工事として行う機械搬入路設置工事については、法第3条第35号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされてお

り、本件区間は、同法第 13 条第 1 項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道 3 号は、福岡県北九州市を起点とし、福岡市、久留米市及び熊本県熊本市等を経由して鹿児島県鹿児島市に至る九州西部の主要都市を結ぶ主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る現道の一般国道 3 号（以下「現道」という。）は、久留米市中心部を南北方向に縦断し、一般国道 209 号、210 号及び 322 号（以下「209 号等」という。）と接続するなど、福岡県南地域の主要な交通軸となっている。しかしながら、現道と接続する 209 号等は、全て 4 車線であるのに対し、現道は幅員が狭小な 2 車線道路であることから、交通容量が不足し、慢性的な交通渋滞が発生していると同時に、歩道の整備が十分でなく、安全かつ円滑な交通が阻害されている状況にある。

平成 11 年度道路交通センサスによると、現道内の交通量は東櫛原町地点において 13,445 台／12 h、混雑度は 1.64 になっている。また、福岡県交通渋滞対策協議会が作成した「第 3 次渋滞対策プログラム」において、東櫛原交差点が主要渋滞ポイントに指定されており、平成 15 年に起業者が行った現地調査によると、同交差点を起点として、久留米市中心部方面へ 1,900 m の渋滞長が確認されている。

本件事業の完成により、現道における交通渋滞の緩和が図られるとともに自転車歩行車道が整備され、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成 15 年 11 月に環境影響評価を任意に実施したところ、騒音について一部環境基準を超える値がみられるものの、要請限度は満たしており、また、現況からは格段に改善することが見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 4 種第 1 級の規格に基づき、現道を 4 車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体工事の事業計画は、昭和 37 年 7 月 19 日に都市計画決定、同 51 年 10 月 5 日に変更決定されており、変更後の都市計画と整合している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように交通量が多く、慢性的に交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、九州中部商工連合会、一般国道 3 号改良促進期成会、久留米地方拠点都市地域整備推進協議会及び久留米広域市町村圏事務組合からは、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所
福岡県久留米市役所建設部国県道整備対策室